
調査レポート

日本経済ウォッチ (2013年4月号)

【目次】

- 1. 今月のグラフ..... p.1
 ~ 赤字に転落した10~12月期の経常収支

- 2. 景気概況..... p.2
 ~ 持ち直しの動きがみられる

- 3. 今月のトピック: TPPの概要と論点について..... p.3~15
 - (1) FTA / EPAの締結動向
 - (2) TPP交渉の概要
 - (3) TPPに関する主な論点

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社
調査部 小林 真一郎、中田 一良 (chosa-report@murc.jp)
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2
TEL: 03-6733-1070

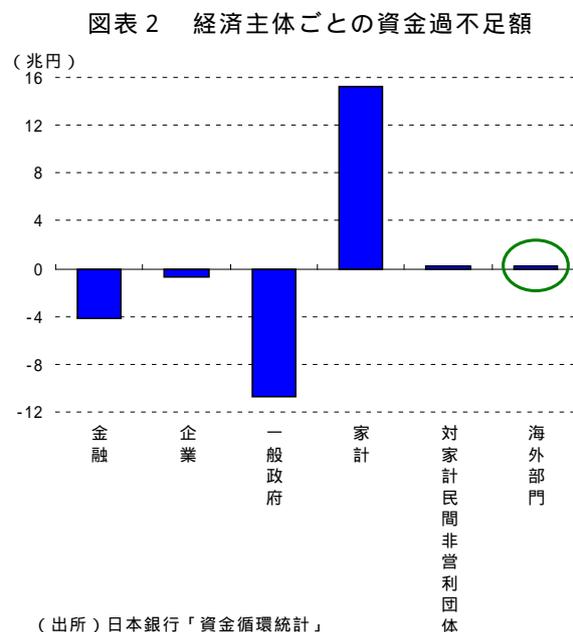
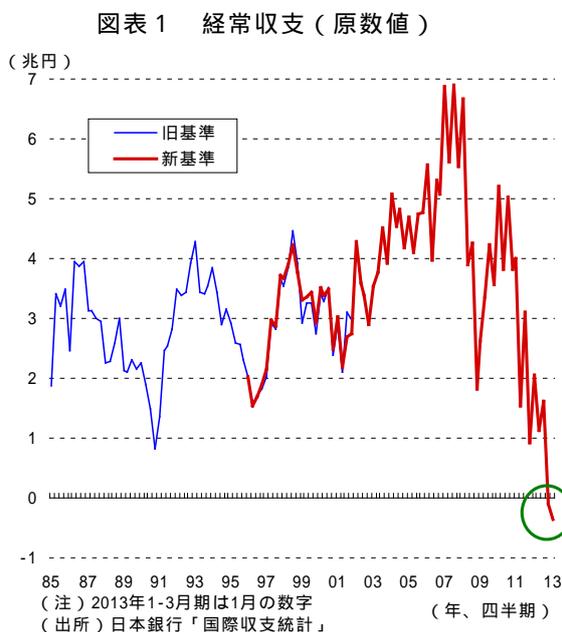
1. 今月のグラフ ～赤字に転落した10～12月期の経常収支

貿易赤字額の拡大によって経常収支の黒字額が縮小しているが、2012年10～12月期には約1,100億円の赤字となり、1985年の現行の統計開始後初めて四半期で赤字に転落した（図表1）。もともと黒字額が小さい時期であり、季節調整をかけると黒字になるが、その黒字幅も過去最低水準である。なお、2013年1月についても経常収支は約3,600億円の赤字であり、3ヶ月連続で赤字を計上している。

経常収支が赤字に転落した際に懸念されるのが、国債の安定消化に問題が生じないかという点である。経常収支が赤字であれば、逆に資本収支は黒字、すなわち海外から資金が流入している状態である。言い換えれば、国内の資金余剰で国内の資金不足を埋め合わせられていないということであり、海外からの資金流入に頼っている状態である。いずれ高齢化に伴って家計部門の黒字額（貯蓄 - 消費）が縮小する一方、このまま政府部門の赤字幅（財政赤字）が拡大していけば、海外からの資金が必要になるであろう。そうした状態が、一時的ではあるが、昨年10～12月期に発生したのである。

それでは今回の経常収支の赤字転落のタイミングでは、どのように資金はバランスしたのだろうか。経常収支は、日本銀行が発表している資金循環統計の海外部門の資金過不足額と概念上はほぼ一致する。そこで、資金循環統計において10～12月期の各経済主体間の資金過不足額をみると、家計部門が引き続き大幅な黒字を計上し、他の部門の赤字分を埋め合わせていることがわかる（図表2）。また、企業部門は、通常は年末にかけて資金不足額が拡大するが、昨年は赤字幅が縮小している。こうした民間部門で捻出された資金が10兆円を超える政府部門の資金不足を賄っており、海外部門については、結果的には他の部門の赤字に充当されているものの、金額自体がそれ程大きくはなく、資金循環全体への影響は軽微にとどまっている。

このように、経常収支の符号が変化しても、金額がそれ程大きくなければ、いきなり何か問題が起きるわけではない。このため、経常収支の赤字転落の時期がいつになるかは、それ程大きな問題ではなく、やはり財政赤字が縮小しないことが根本的な問題である。（小林 真一郎）



2. 景気概況 ~ 持ち直しの動きがみられる

景気に持ち直しの動きがみられており、今後はその足取りがしっかりしたものになっていくと予想される。もっとも、その回復力には金融市場が期待しているほどの力強さはなく、緩やかな持ち直しペースとなりそうだ。実際、円安・株高によって先行して膨らんできた景気回復期待だが、その期待を裏切る内容も散見されるようになってきた。

まず、3月調査の日銀短観で、大企業の業況判断DIが製造業、非製造業とも改善したが、それぞれ4ポイント、2ポイントと小幅の改善にとどまった。中小企業に至っては、非製造業では3ポイント改善したものの、製造業では1ポイント悪化している。円安が進んでいるが、製造業の業況判断の改善は全般的に鈍く、自動車の急上昇が目立つ程度で、鉄鋼、化学、電気機械、生産用機械などの他の主要産業は概ね冴えない状況である。

次に、企業の生産活動の回復の勢いにも一服感が出てきた。2月の鉱工業生産指数は前月比-0.1%と、生産予測指数の前月比+5.3%から大きく下振れした。電子部品・デバイス工業の落ち込みが主因であり、他の業種では増加基調が維持されていることや、3、4月の生産予測指数が上昇していることから判断すると、生産の持ち直しの動きは続いていると考えられる。なお、1月の実績値の発表時点で、2、3月が予測指数通りの結果になっていけば、1~3月期は前期比+5.9%と急増する計算であった。しかし、2月が大きく下振れたため、3月が予測指数通りの結果であれば同+1.7%にとどまる計算となる。

さらに、輸出は下げ止まった可能性が高いが、なかなか回復してこない。2月の実質輸出は前月比-2.3%と再び減少に転じており、依然として底ばいの状態から抜け出せていない。海外経済の回復ペースは徐々に持ち直しているが、米国向けの自動車輸出以外では目立った動きがみられない状況である。輸出が増えない中で鉱工業生産指数だけが先行して上昇するとは考えづらく、生産の増加ペースの鈍化の原因となっていると思われる。

一方、雇用情勢は改善している。2月失業率は4.3%と前月よりも0.1ポイント悪化した。景気回復期待の高まりを受けて職探しを始めた人が失業者としてカウントされている影響が大きく、就業者数は増加基調にある。また、家計調査の実質消費支出や内閣府が発表している消費総合指数が上昇するなど、個人消費に持ち直しの動きがみられる。ただし、2月の一人当たり現金給与総額は前年比-0.7%と所定内給与を中心に落ち込み続けているなど、所得の改善は進んでいない。2月の消費者態度指数が2007年6月以来の高い水準まで回復するなど、消費行動においても期待先行で持ち直している可能性がある。

輸出、生産、公共投資の増加を背景に、景気の持ち直しの動きが途切れることはないだろう。しかし、円安は輸入物価の上昇を通じて、企業の調達コストを上昇させ、利益を圧迫する要因になる。また、実質賃金を減少させ、個人消費にマイナスの効果をもたらせる。こうした円安のマイナス効果の浸透も勘案すると、これまで高まってきた期待感もいずれ落ち着いてくると予想される。

(小林 真一郎)

3. 今月のトピック：TPPの概要と論点について

3月15日に安倍首相は、2011年11月以降、関係国と協議が続いていた環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉へ参加することを表明した。日米首脳会談において「一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められない」ことを明示的に確認することができ、交渉参加にあたり懸念されていた貿易自由化における「聖域」を確保することが交渉次第で可能であると判断したことがその背景にある。

実際にTPP交渉に参加するには、交渉参加国から了承を得る必要がある。特に米国では議会の承認を得るために少なくとも90日を要するため、日本の実際の交渉参加は7月以降となる見通しである。TPPは、日本がこれまでいくつも締結してきた経済連携協定（EPA）の一つであるが、TPPをめぐるのは、交渉参加への是非も含め、さまざまな意見が表明された。そこで、TPPの概要についてまとめたうえで、TPPに関する論点についての検討を行った。

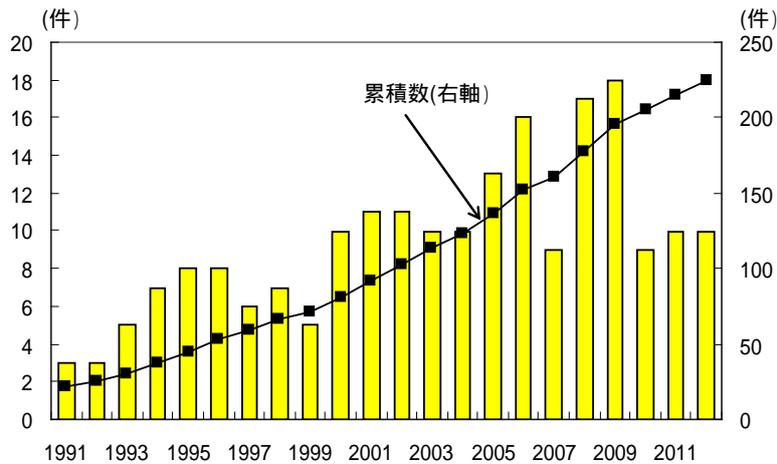
（1）FTA/EPAの締結動向

世界で増加するFTA

1995年に貿易と関税に関する一般協定（GATT）を引き継ぐ形で世界貿易機関（WTO）が発足した。その後、WTOの下で自由貿易交渉がなかなか開始されず、2001年ようやく開始されたドーハ開発ラウンドは、先進国と途上国の間の利害対立などを背景に交渉全体は膠着状態が続いている。こうした中、世界では2国間あるいは複数国間での自由貿易協定（FTA）の締結が増加している（図表1）。

FTAは特定の国と財貿易の自由化やサービス貿易の自由化を進めるものであるため、世界全体での貿易自由化を目指すWTOにおいては例外的なものと位置付けられている。FTAは、実質的にすべての貿易自由化を妥当な期間（一般的には10年）内に達成すること、第三国に対する関税を引き上げてはならないことが求められている。「実質的にすべて」の貿易自由化の基準としては9割程度以上とみなされているが、基準をどの程度上回るかについては、FTAを締結する国の交渉によって決まることになる。

図表1 . 世界で増加が続く F T A



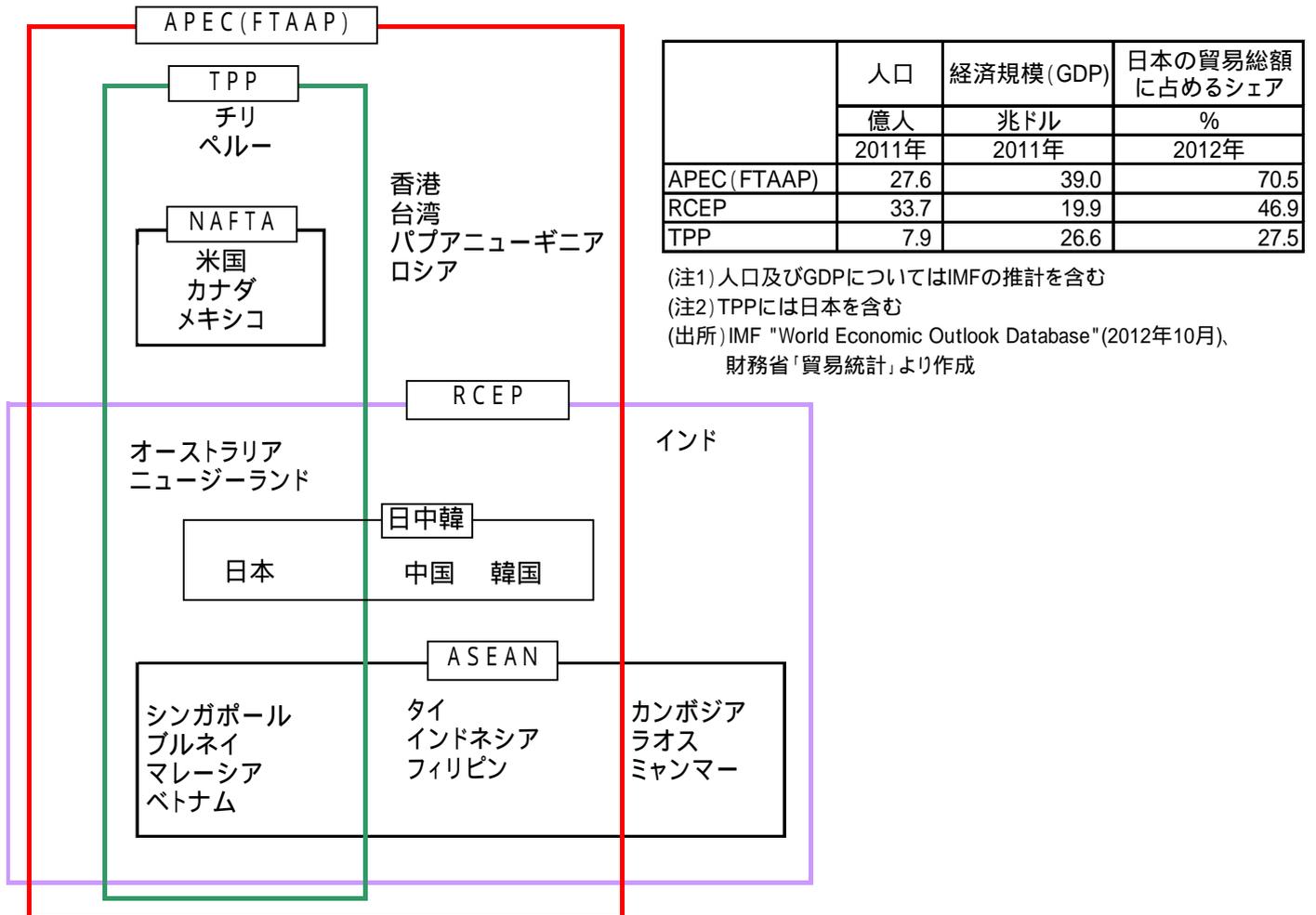
(注)WTOに通報されているものうち現在発効中のもの。
 (出所)WTOデータベースをもとに作成。

経済成長が著しいアジア太平洋地域においては、アジア太平洋協力（A P E C）が域内全体での自由貿易圏（F T A A P）を将来、創設することを目指している。そして、その基礎となるものの一つとみなされているのがT P Pであるが、T P P以外にもさまざまなF T Aおよびその構想が存在している（図表2）。

A S E A Nは、域内の貿易自由化や投資の自由化などを進めることによって経済連携を深めるA S E A N経済共同体（A E C）を2015年末までに設立することを目指している。このほかに広域自由貿易圏の設立を目指す動きとしては、A S E A N10か国に日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの6か国を加えた16か国が参加するR C E P（東アジア地域包括的経済連携）があり、2015年末までに交渉を完了させることを目指してまもなく交渉が開始される。また、日本、中国、韓国でF T Aを締結する交渉も始まったところである。R C E Pや日中韓F T Aは以前から構想はあったものの、日本がT P P交渉参加に向けて関係国と協議に入ることを表明した2011年秋以降、交渉開始に向けた動きが加速したと言える。

T P PとR C E Pを比較すると、経済規模ではT P Pのほうが大きいものの、R C E Pには中国、インドといった人口大国が含まれていることから、人口規模ではR C E PがT P Pを上回っている。

図表 2 . アジア太平洋地域における経済連携



(注1)日本はTPPへの参加を表明していることからTPPに含めている。
 (注2)構想段階のものも含む。

日本のEPAの特徴

日本は2000年代に入り、貿易自由化だけでなく幅広い分野での連携の強化を含む形での経済連携協定(EPA)の締結を積極的に行ってきた。締結相手国は、アジア、とりわけ貿易上のつながりが強いことに加えて、政治などのさまざまな要因を考慮した上で締結が行いやすいASEAN諸国が中心である。ASEAN以外の締結国は、メキシコ、各国と積極的にFTAを締結しているチリとペルー、スイス、インドである。もっとも、EPA締結国のうちASEAN以外の国とは貿易上のつながりはそれほど強いわけではないため、貿易総額に占めるEPA締結国のシェア(カバー率)は、2割程度にとどまっている。

日本が締結したEPAの自由化率をみると、貿易額ベースでは基本的には90%を超えているものの、品目ベースではすべてのEPAで90%に達していない(図表3)。米国やEUといった他の先進国が締結したFTAと比較すると、日本が締結したEPAの自由化率は低く、関税を撤廃していない品目が多く存在することがわかる。

図表3 . E P A / F T Aにおける自由化率の比較 (品目ベース)



(出所) 内閣官房「包括的経済連携協定に関する検討状況」(2010年10月27日)などから作成

日本が締結したE P Aで関税を撤廃したことの無い品目は約 940 品目あり、そのうち、自由化の対象外となった品目は、鉱工業品が約 55 品目、農林水産品では約 400 品目ある(図表4)。この中には、米や小麦、バターなどの乳製品が含まれている。また、関税を引き下げたことがない品目は約 360 品目あり、このうち約 320 品目が農林水産品である。この中には肉類やチーズなどの乳製品、さけ、まぐろなどの水産品や合板などが含まれている。既存関税の削減や関税割当とした品目は農林水産品で約 130 品目である。

このように、日本は、これまで締結したE P Aでは農林水産品を自由化の対象外として貿易自由化を進めてこなかった。オーストラリアとのE P A交渉は2007年に開始されたものの、いまだに交渉がまとまっていないことから考えると、今後は、これまでのような方法でE P Aを締結しようとしてもうまく進まないと考えられる。

図表4 . これまでに自由化したことの無い品目

既存のEPAにおいて関税を撤廃したことがない品目(約940品目)	既存のEPAにおいて「除外」以外の対応をしたことがない	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産品 約400品目 水産品 約55 脱脂粉乳、ホエイ、バターなど乳製品 約110 コメ、小麦、大麦、麦芽、でんぷん等穀物 約70 てんさい糖など糖類 約10 穀物、ミルクの調整品 約130 等
	既存のEPAにおいて「再協議」または「スタンドスティル」としたことがある	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産品 約320品目 肉類(牛、豚、鶏等)、肉調整品 約40 チーズ等乳製品 約20 さけ、まぐろ等水産品 約40 とうもろこし、でんぷん、穀粉等 約25 農工業品 55品目 パイナップル・トマト等の調製品 約15 落花生、植物性油脂等 約30 糖類・調整食料品 約100 合板 約30 等
	既存のEPAにおいて関税削減、関税割当としたことがある	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産品 約130品目 肉類(牛、豚、鶏等)、肉調整品 約60 パイナップル・トマト等の調製品 約15 糖類・調整食料品 約10 等

(出所) 内閣官房「包括的経済連携に関する検討状況」(平成22年10月27日)

(2) TPP交渉の概要

TPPとは

TPPとは、もともとシンガポール、チリ、ブルネイ、ニュージーランドの4か国（P4と呼ばれる）の間で2006年に発効した経済連携協定のことである。その後、2010年に米国やオーストラリアなどが交渉に参加して8か国で交渉が開始され、同年9月にマレーシアが交渉に参加した。2011年11月に日本が交渉参加に向けて関係国と協議に入ることを表明したのと同時期にカナダとメキシコも参加希望を表明し、カナダとメキシコは2012年11月の中間会合から交渉に参加している。日本の交渉参加が認められれば交渉参加国は12か国となる。また、タイは2012年11月に、TPP交渉参加に向けて国内手続きを開始することを表明しており、今後、参加国が増える可能性がある。

TPPは、高い水準の自由化を目指すほか、非関税障壁の削減や撤廃等を含む包括的な協定であるという特徴を有している。2010年以降、2013年3月までに合計16回の交渉会合が開かれており、2013年中の交渉妥結を目指して、5月、9月に交渉会合が開催される予定になっている。また、7月にも交渉会合が開かれるとの報道もある。

TPP交渉参加国は、GDPが15兆ドルを超える米国から164億ドルのブルネイまで経済規模がさまざまである（図表5）。各国の一人当たりGDPは、最も高いオーストラリアは6万5917ドルと、最も低いベトナムの47倍の水準であり、経済発展段階も大きく異なっている。こうした中、経済規模および人口の点で米国および日本の存在感が大きい。

また、日本との関係に注目してみると、日本以外の交渉参加国11か国のうち、米国、ニュージーランド、オーストラリア、カナダを除く7か国と日本はすでにEPAを締結している。

図表5 . TPP交渉参加国の概要

単位 時点	人口	GDP	一人当たり GDP	日本の貿易額 に占めるシェア	備考(日本との経済連携協定)
	万人	億ドル	ドル	%	
	2011年	2011年	2011年	2012年	
米国	31,309	150,757	48,151	12.85	
日本	12,650	58,968	46,615	-	
カナダ	3,435	17,369	50,564	1.36	日・カナダEPA交渉中
オーストラリア	2,261	14,904	65,917	4.44	日・オーストラリアEPA交渉中
ニュージーランド	442	1,596	36,113	0.30	
チリ	1,727	2,486	14,394	0.67	日・チリEPA発効済
メキシコ	11,479	11,552	10,064	0.89	日・メキシコEPA発効済
ペルー	2,940	1,766	6,008	0.23	日・ペルーEPA発効済
ブルネイ	41	164	39,902	0.37	日・ブルネイEPA、日・ASEAN EPA発効済
マレーシア	2,886	2,879	9,977	3.00	日・マレーシアEPA、日・ASEAN EPA発効済
シンガポール	519	2,598	50,067	1.90	日・シンガポールEPA、日・ASEAN EPA発効済
ベトナム	8,879	1,236	1,392	1.53	日・ベトナムEPA、日・ASEAN EPA発効済
計	78,568	266,275	33,891	27.54	

(出所) IMF "International Financial Statistics"、財務省「貿易統計」より作成

TPPの交渉分野

TPPにおける交渉分野には、関税などの物品市場アクセスのほか、関税の削減・撤廃の対象を定めるルールである原産地規則や、貿易が円滑に進められるための手続きなどが含まれている（図表6）。財の貿易以外にもサービス、政府調達、知的財産、投資、紛争解決などでも交渉が行われており、交渉分野は21にわたる。環境や労働、分野横断的事項といった、日本がこれまでに締結したEPAでは直接取り上げたことのない分野も含まれてい

図表6 . TPPにおける交渉分野

交渉分野	概要
1 物品市場アクセス (農業、繊維・衣料品、工業)	物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。
2 原産地規則	関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。
3 貿易円滑化	貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。
4 衛生植物検疫(SPS)	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。
5 貿易の技術的障害(TBT)	安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
6 貿易救済(セーフガード)	ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。
7 政府調達	中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
8 知的財産	知的財産の十分に効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。
9 競争政策	貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。
10 越境サービス	国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
11 一時的入国(人の移動)	貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。
12 金融サービス	金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。
13 電気通信	電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。
14 電子商取引	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。
15 投資	内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。
16 環境	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
17 労働	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。
18 制度的事項	協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。
19 紛争解決	協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。
20 協力	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。
21 分野横断的事項	複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

(出所) 内閣官房「TPPをともに考える地域シンポジウム 説明資料」(平成24年3月)

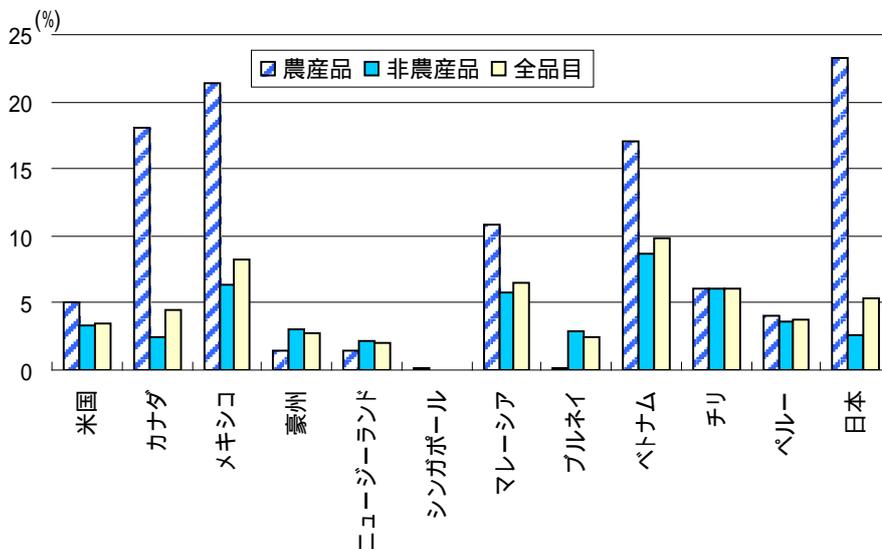
る。環境や労働については、貿易や投資を促進するために環境基準や労働基準を緩和すべきではないということについて交渉が行われている。外務省の資料によると、電気通信、貿易円滑化などの分野では議論がかなり進んでいる一方、知的財産、競争、環境といった分野では交渉が難航している模様である。また、物品、サービス、投資、政府調達といった市場アクセス分野では高い水準を目指して今後も交渉が必要な状況にあることが伺える。

TPP交渉参加国の関税構造と日本との貿易構造

TPPでは高い水準の自由化を目指していることから、関税の撤廃は重要な交渉事項の一つである。そこで交渉参加国の関税構造についてみてみよう。TPP交渉参加国の単純平均税率を農産品と非農産品にわけると、非農産品については先進国の単純平均関税率はすでに低い水準にあることがわかる(図表7)。これまでにGATTにおいて先進国を中心に関税率を引き下げてきた成果であると言える。先進国以外の国では、ベトナムが最も高く8.7%である。なお、日本は、TPP交渉参加国のうち先進国以外とはすでにEPAを締結していることから、関税撤廃の対象品目や削減のペース、最終的な関税の水準などについて違いがあるものの、TPP交渉とは関係なく、長期的には関税は削減されることになる。

他方、農産品については、日本、メキシコでは単純平均税率が20%を超えており、カナダやベトナムも15%を超えている。マレーシアも10%と比較的高い。農産品と非農産品の単純平均関税率の水準を比較すると、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイでは非農産品のほうが高いのに対して、他の国では農産品のほうが高いといった特徴がみられる。

図表7．農産品・非農産品の平均関税率



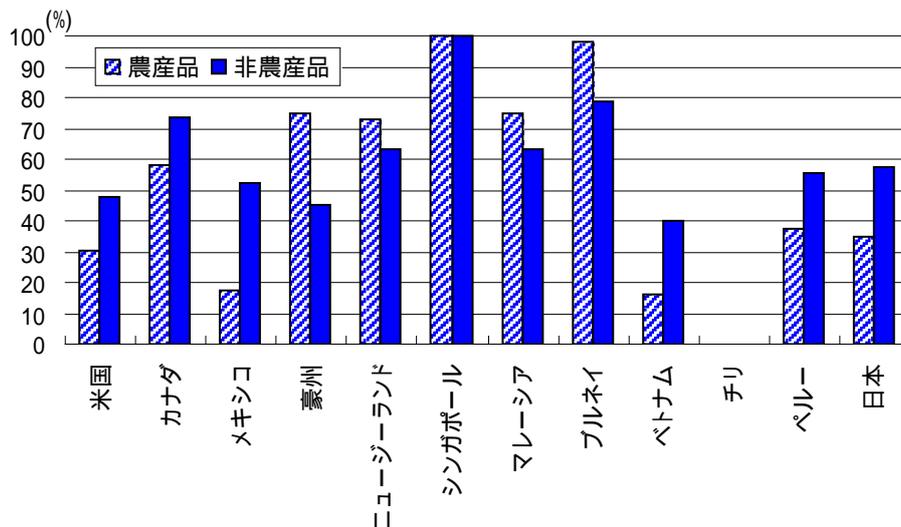
(注) 単純平均実行関税率
(出所) WTO "World Tariff Profiles 2012"

また、関税が課されない無税品目の割合を農産品と非農産品に分けてみると、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、マレーシアでは農産品の割合のほうが高い（図表8）。マレーシアを除いた3か国は、単純平均関税率が非農産品よりも農産品のほうが低い国であり、これらの国は非農産品よりも農産品で関税撤廃が進んでいると言える。

他の国では非農産品のほうが無税品目の割合が高くなっている。これらの国では、程度の違いはあるものの、自国の農産品を関税で保護している側面があると考えられる。日本では、自民党が米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物（サトウキビ等）を重要品目と位置付けており、これらについては関税を維持する意向である。日本以外にも、たとえば、米国は、オーストラリアとFTAを締結しており、米国側の自由化率は96.0%と高い水準となっているが、関税を撤廃しない品目に砂糖や乳製品が含まれている。このほか、カナダは乳製品の関税を維持したい意向を持っているようである。このように、高い水準の自由化を目指すTPPといえども、一部の国を除く交渉参加国には、関税によって保護したい農産品が存在している。

非農産品についても、米国の自動車のように重要品目となっているものが存在している。たとえば、TPP交渉で主導的な役割を果たしている米国が韓国と締結したFTAでは、米国は自動車の関税（2.5%）について発効後4年間は維持した後、撤廃することとしている。また、トラックの関税（25%）については、発効後7年間は維持し、10年後に撤廃することとしている。

図表8．無税品目の割合



(出所)WTO "World Tariff Profiles 2012"

TPP交渉参加国と日本の貿易構造

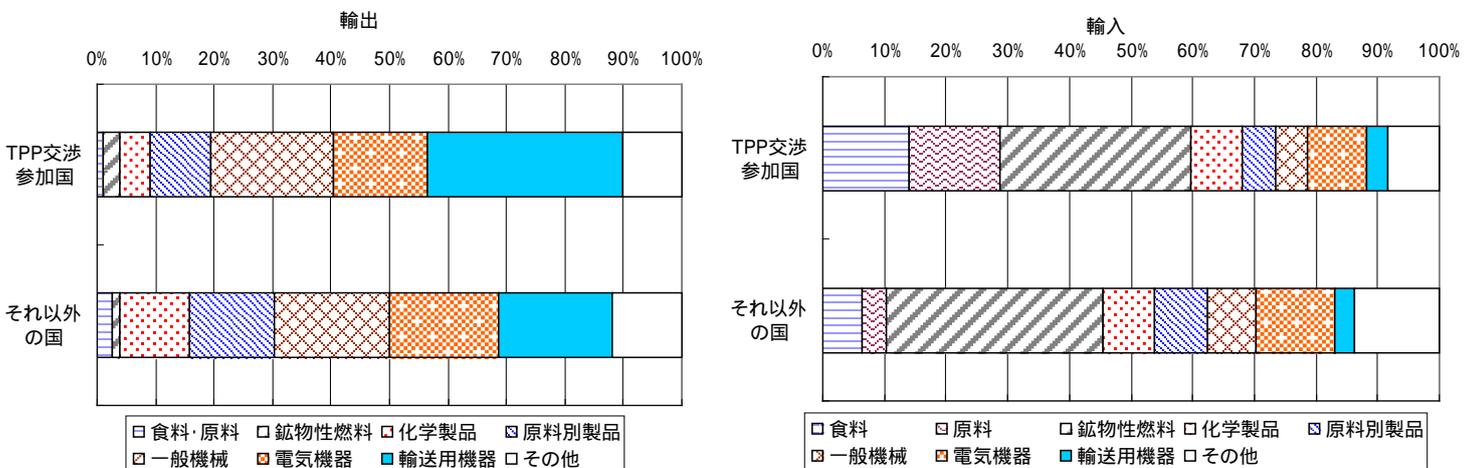
次に、日本とTPP交渉参加国との貿易構造についてみてみよう。ここでは、その特徴をとらえるために、輸出、輸入について品目別のシェアをTPP交渉参加国とそれ以外の国に分けて比較を行うこととする。

輸出については、TPP交渉参加国向けでは輸送用機器のシェアがかなり高く、3割を超えていることがわかる(図表9)。一般機械や電気機器のシェアも高く、これら3つのシェアの合計は7割に達する。TPP交渉参加国以外の国については、同様に一般機械、電気機器、輸送用機器のシェアが高いものの、輸送用機器のシェアは2割程度であり、これら3つのシェアの合計は6割弱にとどまっている。

このように、TPP交渉参加国向け輸出の中心は輸送用機器であるが、そのほとんどは自動車である。TPP交渉参加国のうち日本がEPAを締結していない米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの4か国で自動車輸出全体の約5割を占めている。なお、乗用車に対する関税率は、米国では2.5%、オーストラリアでは5%、カナダでは6.1%、ニュージーランドでは最高で10%と、それほど高いわけではない。

輸入については、日本の輸入構造を反映して、TPP交渉参加国、それ以外の国においても鉱物性燃料のシェアが最も高い。それと同時に、TPP交渉参加国からの輸入では、食料や原料のシェアが高いといった特徴がみてとれる。特に食料については、TPP交渉参加国からの輸入では14%程度であり、それ以外の国からの輸入におけるシェアの6%程度と比較すると高い水準である。日本が重要品目と位置付けている米や小麦、バターやチーズといった乳製品については、その多くは国家貿易という形で保護されているが、米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダからの輸入が多くを占めている。

図表9 . TPP交渉参加国との貿易構造



(出所)財務省「貿易統計」より作成

(3) TPPに関する主な論点

以上みてきたように、日本はこれまで重要品目を中心とする農産物を貿易自由化の対象から除外する形でEPAの締結を進めてきたため、世界的にみると自由化率(品目ベース)は低い水準にとどまっている。今後、日本がTPP交渉に参加にして「聖域」を確保することができたとしても、これまでに締結したEPAと比べれば、多くの農産品の関税削減・撤廃を求められると予想される。さらに、TPPは関税以外にも非関税障壁の削減や撤廃を進めようとしていることから、日本国内の制度においても見直しの必要が生じる可能性も考えられる。そこで、TPPにおける主な論点について検討を行うこととする。

関税撤廃

FTA/EPA交渉においては、関税の削減・撤廃は程度などの差はあるものの、交渉参加国が相互に行うことが基本である。TPP交渉相手国の関税撤廃によって日本の輸出が増加すると期待されているのは、海外市場が日本にとって開放されるからである。先にみたように、日本の貿易構造を考慮すると、TPPへの参加により自動車を中心に輸出が増加すると考えられる。同様に、日本が市場を開放することは、海外の国にとっての外需を取り込む機会となる。このように交渉参加国が、互いに国内市場を開放することにより、それぞれの国が競争力を持つ分野で輸出を増やす一方、競争力を持たない分野では輸入が増えることになる。これが自由貿易の特徴である。

日本の場合、農産品は国際競争力を持っていないことから、関税撤廃によって安価な輸入品が増加し、国内農業が大きな影響を受けることが懸念されている。すでにみたように、日本はTPP交渉参加国から小麦や乳製品など重要品目の多くを輸入していることから、これらの生産額が減少すると考えられる。

農林水産省は、日本がTPPにおいて農林水産品にかかる関税を即時撤廃した場合の農林水産業の生産額への影響を試算している(図表10)。生産額が大きく、関税が高い33品目が対象である。これらの品目について、内外価格差や品質格差、輸出国の輸出余力などから、国産品を輸入品と競合するものと競合しないものに分けて、輸入品と競合するものについては、高品質のものを除いて輸入品に置き換わると仮定している。輸入品と競合しないものについては、安い輸入品が流入することにより国内の販売価格が低下すると考える。そして、国産品が輸入品に置き換わる分と国産品の販売価格の低下分を合わせた金額を生産額の減少額としている。

試算結果によると、試算対象となっている農林水産品の生産額の7.1兆円のうち3兆円が減少する。生産額の減少金額が最も大きいのは米であり、1兆100億円程度減少する。牛肉や豚肉でも生産額の減少が大きく、合計で約8200億円減少すると試算されている。また、牛乳乳製品も2900億円と試算対象品目の中では大きい。これらの合計は2.1兆円に上り、農林水産品の生産額の減少の7割を占めている。

図表 10 . T P P による関税撤廃の農林水産業への影響（農林水産省試算）

品目名	生産量減少率(%)	生産減少額	主産地(農業産出額上位)
農産物計	-	約2兆6600億円	
米	32	約1兆100億円	新潟県、北海道、秋田県、福島県、茨城県
豚肉	70	約4600億円	鹿児島県、宮崎県、茨城県、千葉県、北海道
牛肉	68	約3600億円	鹿児島県、宮崎県、北海道、熊本県、栃木県
牛乳乳製品	45	約2900億円	北海道、栃木県、群馬県、千葉県、熊本県
砂糖	100	約1500億円	北海道、沖縄県、鹿児島県
鶏卵	17	約1100億円	
鶏肉	20	約990億円	
小麦	99	約770億円	北海道、福岡県、佐賀県、群馬県、埼玉県
加工用トマト	100	約270億円	
大麦	79	約230億円	栃木県、佐賀県、福岡県、福井県、北海道
でんぷん原料作物	100	約220億円	北海道、鹿児島県
林産物・水産物計	-	約3000億円	
農林水産物合計	-	約3兆円	

(出所)内閣官房「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」より作成

もっとも、この農林水産省の試算は、関税を即時に撤廃した場合で、かつ国内対策がまったく実施されない場合であることに注意が必要である。米韓FTAでは、韓国は重要品目と位置付けた米は自由化の対象外とした。また、牛肉は15年かけて関税を撤廃することとしており、輸入品が一定の基準量を超えた場合には、関税を引き上げることが可能となっている。

このように、FTAやEPAにおいて、それぞれの国が重要品目と位置付けるものは、貿易自由化の対象外とされるか、関税を撤廃する場合には10年以上の時間をかけて撤廃することが一般的であると考えられる。TPPは高い水準の自由化を目指しているとはいえ、交渉参加国がそれぞれ重要品目を抱えており、すべての品目について関税を即時撤廃することは考えにくい。したがって、高い自由化率を達成するために関税を撤廃することになった場合でも、米韓FTAのように、交渉によって関税撤廃までの時間を確保することは可能であろう。その間に、たとえば、日本の農地の集約等を通じた生産コストのさらなる低減を図ることなどによって、内外価格差を縮小させていくことも可能となろう。そうした場合には、農林水産省の試算の前提の一つである内外価格差が変化することになり、生産額への影響も小さくなると考えられる。

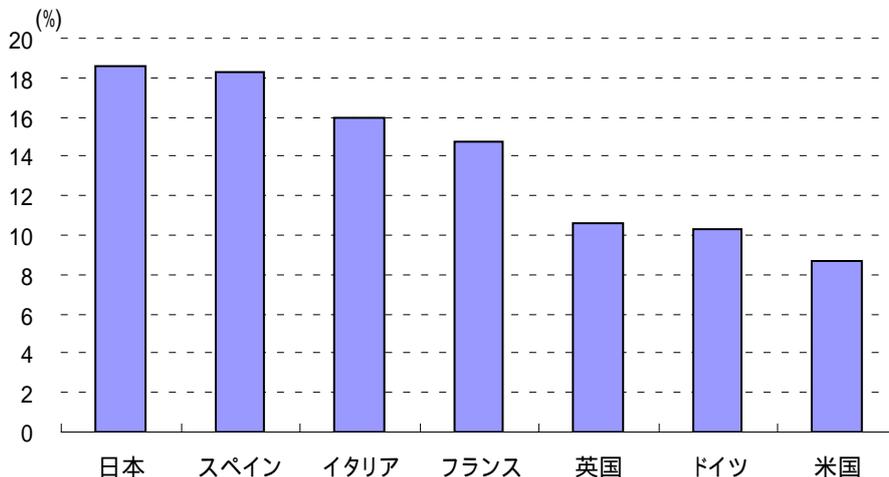
また、日本ではGATTのウルグアイ・ラウンドの交渉結果に基づいて農産品の関税化・関税削減を実施したが、その際には総額で約6兆円の農業支援対策が実施された。その過半は農業農村整備事業といった公共投資関連であった。こうした支援策と並行して通常の農業政策が実施されたため、支援策がどの程度、効果をもたらしたかを検証することは困

難である。農林水産省「ウルグアイ・ラウンド（UR）関連対策の検証」（平成21年3月）では、そうした限界を認めたとうえで、到達目標や目標の達成度や事業対象の状況変化を見た場合、「一定の効果を上げているものが多い」とされている。したがって、農産品の自由化が行われても、政策的に効果的な支援を行えば、その影響は緩和されることを示唆していると言えるだろう。

今後、TPP交渉がまとまって何らかの形で日本が農産品の関税を削減しなければならなくなった場合にもウルグアイ・ラウンド時と同様に農業への支援措置がとられることになると考えられる。もっとも、TPPへの参加に関わらず、日本の農業は、従事者の高齢化が進んでおり、土地持ち非農家や自給的農家を中心に耕作放棄地は増加傾向にあるなど構造的な問題も抱えている。このため、農業の構造改革は避けられない状況にあると考えられる。TPPへの参加を通じた農林水産業の生産額の減少を緩和するためにも、農林水産業の構造改革につながるような効果的な支援策が求められていると言える。

以上は生産者の立場からみた農産品の関税撤廃の影響であるが、安い農産物の流入は消費者にとって、選択肢が広がるというメリットがある。日本は、消費支出に占める食料の割合が18.6%とOECD加盟国の中では高く、最も低い米国の8.6%の約2倍である（図表11）。関税撤廃を通じて食料品の価格が低下すれば、家計の実質可処分所得が増加することを通じて、他の実質消費支出が増加することも考えられる。

図表 11．家計の消費支出における食料費の割合



(注) 各国の消費者物価指数におけるウェイト

(出所) OECD Stat.Extractより作成

非関税障壁の削減・撤廃

投資、競争といった非関税分野における制度の違いが海外で事業活動を行う企業の負担になっている場合には、制度の国際的な調和は、企業のコストの削減につながると期待される。そうした非関税障壁の削減・撤廃は、関税の撤廃と相まって、貿易や投資をさらに活発化させると考えられる。

他方、制度の国際的な調和を図るということは、T P P交渉参加国の国内における規制や制度の見直しを迫られる可能性があることを意味する。ある国にとって合理的と考えられる規制であっても、他の国からみると「非関税障壁」とみなされることもある。

そうした海外からの指摘の中には必ずしも当を得たものとは言えないものがあることも確かである。一方で、競争条件の平等化など、国内の規制改革を促進するようなものが含まれていることもあると考えられる。そのような場合、国内の制度を見直す必要が出てくるが、既存の制度の枠組みの中で経済活動を行っている企業にとっては、制度の変更はさまざまな面で変化を求められるため、歓迎すべきことではないと考えるだろう。しかし、日本全体で見れば、安全性などを損なうことなく、競争条件の平等化が図られれば、対内直接投資の増加を通じて国内経済が活性化することも期待できるうえに、日本企業にとって海外でのビジネスチャンスの拡大につながると考えられる。

今後、さまざまなF T A / E P Aにおいて関税の削減・撤廃が進めば、経済活動のグローバル化がいっそう促進され、貿易・投資に関する制度の国際的な調和は重要性を増すと考えられる。世界貿易および投資の中心的な存在である米国は、今後E UとF T A交渉を開始する予定であり、米国を中心に世界における貿易・投資ルールづくりが進む可能性も考えられる。そうした中で、T P Pを通じてルールづくりに参画することは国際競争を有利に進める上で日本にとってよい機会である。

日本は現時点ではT P P交渉に参加していないため、実際の交渉においてどのようなことが議論されているのか、具体的に把握することは不可能であるが、交渉参加国のうちごく少数の国だけに有利に働くような関税の撤廃やルールづくりを、他の国が受け入れるとは考えにくい。日本がT P P交渉に参加する以上は、いかに「守る」かだけを考えるのではなく、こうした機会を捉えていかに日本経済を活性化するかという視点から交渉に臨むことも必要と考えられる。このような視点からT P P交渉に参加することは、今後、相次いで交渉が本格化する日中韓F T A、日・E U E P A、R C E Pにもプラスに働くだろう。

(中田 一良)

- ご利用に際して -

- 1 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- 1 また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 1 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 1 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 1 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。